

養育費&面会交流セミナー

～そこが知りたい！いくら・いつまで・どうやって？～

養育費の取り決め方法や保証制度について、女性弁護士が解説します。
安心してお子さんと暮らしていくために、取り決めの方法を考えてみませんか？

- ◆ 養育費はいつから、いつまでもらえるの？
- ◆ 成人年齢が18歳になったことで、何か変わったの？
- ◆ 養育費の支払いが滞った時、私には何ができるの？
- ◆ 養育費の金額はどうやって決めるの？
- ◆ 面会交流ってどんなことをするの？



令和5年 **6月22日(木)**

9:30～11:30

講師：弁護士 三浦 じゅん 氏

- *対象：母子家庭の母、寡婦※、現在離婚を考えている子育て中の女性
※寡婦：かつて母子家庭の母であって、お子さんが全員20歳に達し、現在も配偶者のいない方
- *会場：エル・ソーラ仙台（アエル29F）
- *申込：5/11より申し込み受付開始
電話またはホームページからお申し込みください（先着順／12名）
- *託児：6ヶ月～小学1年生 / 無料 / 6/14まで要申込（先着順）
しょうがいのあるお子さんや、小学2年生以上のきょうだいがいる場合はご相談ください。



申込・問合せ

仙台市母子家庭相談支援センター

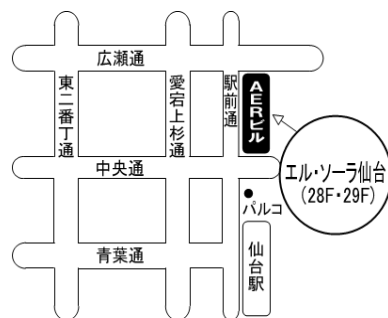
TEL 022 - 212 - 4322

火曜 11:00～19:00 水曜～土曜 9:00～17:00(祝日・休館日を除く)

仙台市青葉区中央1-3-1 アエル 29F(エル・ソーラ仙台内)

主催：仙台市・(公財)せんだい男女共同参画財団 <https://www.sendai-l.jp/>

※お申し込みの際にいただいた個人情報、この事業でのみ使用します。
※新型コロナウイルスの感染症の拡大状況により、延期または中止する場合があります。



養育費や面会交流のこと、相談してみませんか？

● 養育費相談 ●

養育費の取り決め方法や相手への請求の仕方、面会交流...どんな小さな心配事でもご相談ください。女性相談員（養育費専門相談員）が個別にお話をお聞きます。〈要予約・60分〉

法律相談の事前相談として、問題の状況を整理し、弁護士に質問する要点をまとめることもできます。

また、仙台市の各種補助制度についても情報提供します。



養育費保証契約保証料補助

新たに保証会社と養育費保証契約を結ぶ際に必要な保証料を補助する制度。

NEW 養育費に関する公正証書等作成促進補助

養育費の取り決めのための公正証書等作成費用や家庭裁判所への調停申立て費用等を補助する制度。

面接相談の後、必要に応じて以下の相談・支援を利用できます。

● 法律相談 ●

法的な解決方法について、弁護士に相談できます。〈要予約・30分〉

● 同行支援 ●

裁判所（養育費の調停・強制執行）や公証役場（公正証書作成）等へ手続きに行くときに、女性支援員が同行します。※仙台市内にお住まいの方が対象です。



申込・問合せ 仙台市母子家庭相談支援センター 火曜 11時～19時 水曜～土曜 9時～17時
※祝日・休館日を除く
仙台市青葉区中央1-3-1 アエル 29F（エル・ソーラ仙台内） TEL.022-212-4322
運営：（公財）せんだい男女共同参画財団 <https://www.sendai-l.jp/>